

- 1 業務名 令和6年度静岡県における観光の流動実態と満足度調査及び静岡県観光地点パラメータ調査等業務委託
- 2 業務内容 入札説明書のとおり
- 3 入札日 令和6年5月14日（火）午前10時30分
- 4 入札場所 静岡県庁東館10階スポーツ・文化観光部第二会議室
静岡県静岡市葵区追手町9番6号
- 5 特記事項 入札への参加を希望する者は、公告日から令和6年5月8日（水）午後5時までに、入札参加資格確認申請書を提出してください。

提出先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁東館11階 静岡県スポーツ・文化観光部
観光交流局観光政策課
メールアドレス kankou2@pref.shizuoka.lg.jp

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和6年度静岡県における観光の流動実態と満足度調査及び静岡県観光地点パラメータ調査等業務委託について、静岡県が行う一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らなければならない事項を定めるものとする。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「調査」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) (2)のうち、静岡県内に本社、支店又は営業所を有している者であること。
- (4) (3)のうち、平成26年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した、来訪者へ対する聞取調査を含む類似の観光地点調査を実施した実績を有すること。
- (5) 静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立がなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札参加資格を有することを証するため、「入札参加資格確認申請書」を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書類は、別紙様式1とする。
- (2) 申請書の提出期限及び提出場所は、別記2のとおりとする。
- (3) 申請書の提出は、持参又は電子メールによるものとする。
- (4) 申請書には、有効な「一般業務委託に係る競争入札参加資格の審査結果」通知の写し、「静岡県内に本社、支店又は営業所を有している者であること」を証する書類及び「平成26年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した、来訪者へ対する聞取調査を含む類似の観光地点調査を実施した実績を有すること」を証する書類を添付することとする。

4 入札

- (1) 入札の日時及び場所
別記3のとおりとする。
- (2) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、契約締結に必要な条件を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該契約締結に必要な条件等について疑義がある場合は、関係職員に対して説明を求めることができる。ただし、入札後に、要領等を含む契約内容について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (5) 入札参加者は、別紙様式2による入札書に次に掲げる事項を記載し、別記3に記載の日時及び場所において提出しなければならない。なお、入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

また、入札参加者は、代理人をして入札させるときは、別紙様式3による委任状を持参させなければならない。

ア 入札金額

イ 入札年月日

ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印

エ 代理入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印

- (6) 入札書は、封筒に入れて封印し、その表面に入札番号とともに「令和6年度静岡県における観光の流動実態と満足度調査及び静岡県観光地点パラメータ調査等業務委託 入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。
- (8) 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (10) 入札金額は、当該業務委託に要する一切の経費を含めるものとする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- (11) 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合わせて行う。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせる。
- (12) 入札参加者は、本業務委託に係る入札について、他の入札参加者の代理人となることができない。
- (13) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札会場に入場することはできない。
- (14) 入札参加者は、特にやむを得ない事情があると認められた場合のほかは、入札会場から退出することができない。
- (15) 入札会場において、次に掲げる事項に該当する者は、入札会場より退出させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

5 入札保証金及び契約保証金
免除する。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において、公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押

印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札

- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一の事項の入札について、自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (11) 入札者が開札までにその提示した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

7 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

8 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まずその者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約条項

別添契約書案のとおり

10 その他

- (1) 業務の内容及び入札に関する質問、確認等は、別紙様式4「質問票」により、令和6年5月9日（木）の午前10時までに電子メールで行うこと。なお、電話による照会には

応じない。

(2) 照会先は別記4のとおり

(3) 本入札に付する事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。

(4) 本入札に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 観政第36104号
- (2) 業務名 令和6年度静岡県における観光の流動実態と満足度調査及び静岡県観光地点パラメータ調査等業務委託
- (3) 業務の内容等 契約書案のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和7年3月21日まで

2 入札参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和6年5月8日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁東館11階 静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課
メールアドレス kankou2@pref.shizuoka.lg.jp

3 入札の日時及び場所

入札日時 令和6年5月14日（火）午前10時30分
入札場所 静岡県庁東館10階スポーツ・文化観光部第二会議室
静岡県静岡市葵区追手町9番6号

4 本件に関する照会先

郵便番号 420-8601
所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
機関名 静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課
TEL 054-221-2858
FAX 054-221-3627
メールアドレス kankou2@pref.shizuoka.lg.jp